

日雇派遣指針の概要

1 趣旨

- 日雇派遣労働者(日々又は30日以内の期間を定めて雇用される者)について、派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置を定めたものである。

2 日雇派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置

- 派遣元事業主及び派遣先は、事前に就業条件を確認する。
- 労働者派遣契約、雇用契約の期間を長期化する。
- 労働者派遣契約の解除の際に、就業のあっせんや損害賠償等の適切な措置を図る。

3 労働者派遣契約に定める就業条件の確保

- 派遣先の巡回、就業状況の報告等により労働者派遣契約に定められた就業条件を確保する。

4 労働・社会保険の適用の促進

- 派遣元事業主は、労働・社会保険(日雇に関する保険を含む。)の手続を適切に行う。
- 派遣元事業主は、派遣先に対し労働・社会保険の適用状況を通知し、派遣先と日雇派遣労働者に未加入の場合の理由の通知を行う。

5 日雇派遣労働者に対する就業条件等の明示

- 労働基準法に定められた労働条件の明示を確実に行う。
- 労働者派遣法に定められた就業条件の明示を、モデル就業条件明示書(日雇派遣・携帯メール用)の活用等により確実に行う。

6 教育訓練機会の確保

- 派遣元事業主は、職務の遂行のための教育訓練を派遣就業前に実施する。
- 派遣元事業主は、職務を効率的に遂行するための教育訓練を実施するよう努める。

7 関係法令等の関係者への周知

- 派遣元事業主は、派遣労働者登録用のホームページや登録説明会で関係法令の周知を行う。また、文書の配布等により、派遣先、日雇派遣労働者等の関係者に関係法令の周知を行う。
- 派遣先は、文書の配布等により、派遣労働者、直接指揮命令する者等の関係者に関係法令の周知を行う。

8 安全衛生に係る措置

- 雇入れ時の安全衛生教育、危険有害業務就業時の安全衛生教育を確実に行う。

9 労働条件確保に係る措置

- 賃金の一部控除、労働時間の算定をはじめとして、労働基準法等関係法令を遵守する。

10 情報の公開

- 派遣元事業主は、派遣料金、派遣労働者の賃金等の事業運営の状況に関する情報の公開を行う。(※)

11 派遣元責任者及び派遣先責任者の連絡調整等

- 派遣元責任者及び派遣先責任者は、安全衛生等について連絡調整を行う。

※「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」においても、「情報の公開」に係る規定を追加する。